

平成26年 第3回

渡島西部広域事務組合議会

定例会 会議録

平成26年12月5日 開会

平成26年12月5日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会議長 溝 部 幸 基

目 次

平成26年12月5日（金曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○出 席 説 明 員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○議事日程・諸般の報告	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 会期の決定	3 頁
○日程第3 管理者の行政報告	3 頁
○日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について.....	5 頁
○日程第5 議案第2号 消防救急デジタル無線整備工事（松前、知内、木古内消防署）請負 契約の議決変更について.....	9 頁
○日程第6 議案第3号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）…	11 頁
○日程第7 閉会中の継続調査の申し出について	13 頁
○日程第8 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	13 頁
○閉 会 の 議 決	14 頁
○閉 会 宣 告	14 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	職員の給与に関する条例の一部改正について	12月5日	原案可決
2	消防救急デジタル無線整備工事（松前、知内、木古内）請負契約の議決変更について	12月5日	原案可決
3	平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）	12月5日	原案可決
	閉会中の継続調査の申し出について	12月5日	承認
	閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	12月5日	承認

平成26年 第3回

渡島西部広域事務組合議会定例会

平成26年12月5日（金曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 管理者の行政報告
日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 消防救急デジタル無線整備工事（松前、知内、木古内）請負契約
の議決変更について
日程第6 議案第3号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）
日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
日程第8 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 管理者の行政報告
日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 消防救急デジタル無線整備工事（松前、知内、木古内）請負契約
の議決変更について
日程第6 議案第3号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）
日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
日程第8 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	岩館 俊幸（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	西川 敏郎（松前町）
	3番	佐藤 悟（木古内町）		4番	新井田 昭男（木古内町）
	5番	吉田 峰一（知内町）		6番	木村 隆（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	西村 健一（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	斎藤 勝（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

管 理 者	佐藤 卓也	副 管 理 者	竹下 泰弘
参 与	石山 英雄	参 与	大野 幸孝
参 与	大森 伊佐緒	幹 事	若佐 智弘

幹 事 網 野 眞
監 査 委 員 花 田 修 一
事 務 局 長 坂 口 稔
衛生センター長 田 中 一 郎
福島消防署長 中 島 昌 彦
木古内消防署長 佐 藤 寿 之

幹 事 大 野 泰
会 計 管 理 者 小 鹿 一 彦
消 防 長 高 田 豊
松前消防署長 住 吉 政 美
知内消防署長 浅 部 正
消防本部次長 祐 川 正

◎職務のため議場に出席した議事事務局職員

次 長 西 田 啓 晃
書 記 鳴 海 千 草

書 記 梅 岡 忍

◎開会・開議宣告

○議長（溝部幸基） 本日はご苦勞様です。

ただいまの出席議員は12名で議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、平成26年第3回定例会を開会致します。

◎議事日程・諸般の報告

○議長（溝部幸基） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、諸般の報告も既に印刷の上、皆様のお手元に配付のとおりですのでご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は規定に基づき、7番谷口康之議員、8番西村健一議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基） 日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は本日1日と致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基） 日程第3 管理者より申し出がありますので行政報告を行います。佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） それでは、平成26年第3回定例議会の開催にあたりまして、行政報告を申し上げます。

なお、組合関係の諸行事等については、別に報告書を印刷のうえ配付しておりますのでご了承願います。

人事評価制度について、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が5月14日公布され、地方公共団体や一部事務組合職員（消防職員を含む）の人事評価制度が平成28年4月より本格的に実施されることに伴い、平成26年度と27年度に於いて要綱の整備と試行を実施してまいります。

職員の再任用について、平成26年度末の退職者で再任用の対象となる消防職員1名及び衛生センター職員2名に意向調査を実施したところ、衛生センター職員1名より再採用の希望があり面接の結果、平成27年度の採用を予定しております。

衛生関係について、各衛生処理施設の稼働状況については、各施設とも順調に稼働しており、今後とも管理運営に万全を期してまいります。

なお、ごみ再生処理施設において 10 月 20 日月曜日、電気設備に落雷があり、リサイクルプラザの機械設備が停止しました。調査の結果、「受変電・電気室」内のリモート装置の故障が判明し、現在仮復旧の状態稼働しております。このため、補修費について、建物損害共済金として全国自治協会の査定が決定し、補正予算に計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、ごみ処理の一般収集ごみについては、昨年同期より若干の減少傾向で推移しており、今後も各構成町への広報周知をお願いし、引き続き減量化への取り組みを進めて参ります。

汚泥再生処理施設での肥料の生産及び配布は順調に推移しており、11 月 20 日現在で 4,400 袋の申込があり、2,050 袋を配布しております。

消防職員採用等について、平成 26 年、27 年度の消防職員採用二次試験を 9 月 11 日に実施し、一般消防職 3 名、救急救命士取得者 3 名、救急救命士取得見込者 2 名、計 8 名の合格内定をしており、そのうち救急救命士取得者 1 名を 10 月 1 日付けで松前消防署に採用しております。

なお、勸奨退職該当者の内、松前消防署の 1 名より勸奨退職同意書が 11 月 28 日付けで提出され、受理しました。

消防関係について、道南ドクターヘリについて、9 月下旬に構成町のランデブーポイント候補地が調査決定しており、11 月中旬から下旬に掛けてドクターヘリに医師、看護師が搭乗し研修訓練を終了しております。

また、12 月の第 3 回道南ドクターヘリ運航委員会でランデブーポイント選定結果及びドクターヘリ運航要領が示されましたので、本定例会終了後に内容の説明をいたします。

なお、2 月からの運航を目指すものであります。

火災発生状況について、9 月 16 日松前町江良地区及び 10 月 7 日館浜地区でそれぞれ物置 1 棟を全焼、更に 11 月 17 日松前町札前地区物置 1 棟の一部を焼損しましたが、幸い怪我人もなく、原因については火の取扱の不注意によるものです。年末年始に向けて更なる啓発の強化を図って参ります。

なお、8 月 1 日から 11 月 30 日までの火災発生状況及び救急出場状況については、別紙により印刷配布しておりますので、ご参照願います。

油漏洩事故について、9 月 3 日に知内町字本町すみれ団地地下タンク、また、9 月 1 2 日知内町湯ノ里木材工業所で地下埋設配管から油漏れが発見されましたが、いずれも知内消防署の確認のもと、業者により油の抜き取り及び汚染土壌等の撤去が完了しております。

交通法令等違反について、6 月 25 日木古内消防署職員が札幌市で開催された総務関係事務研修会出席のため、国道 230 号線中山峠を走行中、31 km の速度超過違反で 30 日間の運転免許停止となったものであり、9 月 29 日開催の交通事故及び懲戒等審査委員会で訓告処分とし、公務上の交通事故につき第 1 次管理者の署長を嚴重注意、監督者の消防長を注意処分としております。

福島消防署の救急自動車事故について、11 月 6 日午後 11 時 12 分救急出動の途上、宇福島 97 番地 1 (空地) で右折したところ、コンクリート製の土止めに右側ロッカーパネル後方 (スライドドア下部) を接触、破損しております。なお、補修費について自動車損害共済金での補正予算を計上しております。

交通法令違反は公務員の信用失墜行為であり、また、公用車の事故は町民に不安を与えるものであることから、消防長並びに各消防署長には改めて一層の注意喚起と指導をしたところであります。

各種事業の進捗状況について、衛生関係について、9 月定例議会で補正をお願いをしておりました、旧し尿処理施設の残渣物の処理及びアスベスト除去については、11 月 12 日現在で約 50 パーセントの進捗率で順調に進んでおります。

また、循環型社会形成推進地域計画の見直しは、まもなく成果品が出来上がる予定となっており、7月8日のし尿処理施設整備に関する調査特別委員会でご説明致しましたとおり、平成27年度予定の旧し尿処理施設の解体及び平成28年度予定のストックヤード整備事業について、本日の定例会終了後、特別委員会を開催頂き、予定している事業の内容についてご説明申し上げますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

次に消防関係について、5月8日に入札執行した松前・福島消防署気象観測装置購入は9月3日にそれぞれ完了しており、6月11日入札執行した松前消防署小型動力ポンプ購入は9月9日に納入されております。

なお、8月4日に本契約を締結した消防救急デジタル無線整備工事（松前、知内、木古内消防署）について、9月より整備工事に着手していましたが、労務費において平成25年度の繰越明許費と平成27年度分の振り分けについて、錯誤が判明したことに伴い、設計変更により対応すべく、契約金額の変更議決をお願いしたく、今定例会に提出しております。

今般の定例会に提案申し上げます案件は、人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例の一部改正及び消防救急デジタル無線整備工事の議決変更並びに平成26年度一般会計補正予算の計3件であります。後ほど担当者から詳しく説明をさせますので、何卒ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます、行政報告と致します

○議長（溝部幸基） 暫時休憩をいたします。

（休憩 14時10分）

（再開 14時10分）

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 先ほど、午後23時と申し上げましたが、午後11時12分でございます。訂正よろしくようお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基） 行政報告を終わります。

◎議案第1号 職員の給与に関する条例の一部 について

○議長（溝部幸基） 日程第4 議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは、お手元の方に定例会議案及び議案説明資料をご用意いたします。

定例会議案の1頁をお開き願います。

議案第1号、職員の給与に関する条例の一部改正について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年12月5日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

提案理由について説明しますので、別冊の議案説明資料の1頁をお開き願います。

議案第1号関係、職員の給与に関する条例の一部改正について。

1の提案理由について、平成26年8月7日に平成26年度の国家公務員の給与について、人事院の勧告

が出ました。これを受け10月7日に閣議決定がなされ、11月12日に改正給与法が成立したことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

2の主な改正内容について、第1条関係では、(1)官民格差等に基づく給与水準の改定、給与表の改正で平成26年4月から遡及適用するものです。これが①給料表の改定となり、別表関係で主に初任給・若年層に重点を置いた改定となり平均で0.3パーセント引上げとなるものです。

②として、諸手当の改定は通勤手当の改定で、申し訳ございませんが資料の訂正をお願いします。第8条関係ですが第10条に訂正をお願いします。民間の支給状況等を踏まえ、交通用具使用者の使用距離の区分に応じて改正するもので、使用距離が10km以上の区分を引き上げます。例として片道10km～15kmで現行月額が6,500円を改正後は7,100円で600円を増とするもので、以後距離に応じて段階的に引き上げ当組合では15名が該当するものでございます。

次に期末・勤勉手当の改定は第19条第2項関係で、期末・勤勉手当について、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、現行3.95月を0.15月分引き上げ、4.10月に改定する。

なお、引上げ分は勤務実績に応じた給与とするため、勤勉手当に配分し、下の表にありますが、26年度については12月期の勤勉手当を引き上げるもので、0.675月を0.825月の0.15月分引き上げます。

また、平成27年度以降については、6月期と12月期の勤勉手当をそれぞれ0.75とし、期末手当と併せて全体で4.10月とするものです。

なお、再任用職員の期末・勤勉は下記の表のとおり改定するものです。表の説明は省略させていただきます。次の2ページをお願いします。

第2条関係では、(1)で給与制度の総合的見直しとして平成27年4月の施行でございませう。平成30年4月完全実施の内容となるもので、①地域間・世代間の給与配分の見直しで平成26年度の給与表を更に改正し、全国共通に適用される給料表水準を、民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえて平均2パーセント引下げるものです。

なお、初任給等は引下げはしませんが、50歳台後半層が多い号俸は最大4パーセント引下げしますが、新給料表への円滑な移行のため経過措置として3年間の現給補償、これは現在貰っている給料を補償するもので、給与表の移行で著しく給与が減額されることを避けるための措置として、先ほどの30年3月までは平成26年度と平成27年度の給与表のするものです。

次に②として勤務実績に応じた給与配分のための手当の改定は第17条の3関係で臨時、緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給することとするもので、人事院勧告では見直し初年度の改正原資を得るため、平成27年1月の昇給を1号俸、本来は4号俸ですが3号俸に1号俸抑制するものです。

なお、知内消防職員及び木古内消防職員並びに木古内町派遣職員はこれを除きます。

(2)として諸手当の改定は、通勤手当の改正で平成26年度に改正した第10条関係で交通用具使用者に係る通勤手当を、国家公務員との均衡の原則から、使用距離が10km未満の区分を引き下げます。①で片道5km未満の現行月額3,000円を改正後は2,000円に、②は片道5kmから10km未満の現行月額5,700円を改正後は4,200円とするもので当組合では34名の該当者がおります。

3のその他で平成27年4月からの施行となるものですが、気象データの更新に基づく寒冷地手当の支給地域の見直しがあり、別表第2の第20条関係では、甲地の区分であった知内町と木古内町が乙地に変更となるものです。

4の施行期日は公布の日ですが、一部の規定は平成26年4月1日からの適用と平成27年4月1日からの施行となります。

それでは、条例改正の内容を説明しますので、議案の1頁にお戻り願います。

第1条は平成26年4月からの適用部分で、まず第10条の通勤手当の改正はウからとなりますが、先ほども説明しましたように、6,500円から7,100円へ600円の増額改正、それ以降スまでが7,100円の増額改正となり、当組合ではウの該当者が6名、エが5名、オが3名、一つ飛んでキが1名で合計15名となるもので、これについては、26年4月より遡及しての増額改正となるものです。次の2頁をお願いします。第19条では勤勉手当の率の改正です。附則は省略させていただきます。

次に、中断より下の別表第1の第4条関係は給料表の改正で、平均で0.3パーセントの引き上げとなり、この表は基本的には平成26年4月1日より平成27年3月31日まで適用となるものですが、現給補償では平成30年3月31日まで適用するもので、内容として1級では2,000円から1,200円の幅で増となり、2級では1,900円から200円、3級では1,700円から0円、4級では1,600円から0円、5級と6級は1,500円から0円のそれぞれの幅で改正となるものです。次に5頁をお開き願います。

第2条の改正、この部分は平成27年4月からの施行部分で、その中で第10条の通勤手当の改正は先ほども説明しましたがアとして3,000円から2,000円へ1,000円の減額改正、イが1,500円の減額改正は国に合わせた改正で当組合ではアの該当者が27名、イが7名で合計34名が改正となるものです。

次に管理職員特別勤務手当の改正は、平日深夜の災害等の勤務に対する対応を新たに規定するものです。次の6頁をお願いします。

第19条の勤勉手当は平成26年度分の率を更に改正するものです。附則の15については、現在の特定職員、これは55歳以上の管理職で給料月額を100分の1.5減ずる条文であります。人事院勧告では平成30年3月31日を以って廃止することになったため、改正するものです。

次に別表第1の第4条関係で給料表の改正は、平成27年4月からの別表第1で、平均で2パーセントの引き下げとなり、1級では改正はありませんが2級では700円から6,100円の幅で、3級では700円から7,000円、4級では5,200円から9,600円、5級では5,700円から11,900円、6級は6,300円から16,700円の幅でそれぞれ月額給料が減額となる改正です。9頁をお開き願います。

別表第2の第20条は寒冷地手当の支給対象地域の見直しをするもので、知内町と木古内町が甲地から乙地に変更となるものです。

次の附則の第1条は施行期日で平成26年度の適用と第2条と、ここの附則の第4条から次の頁の6条までが平成27年度からの施行を規定したものです。なお、第5条では急激な給料の減に対処するため、当面平成26年度の給与表での対応を規定しており、平成30年3月31日までの経過措置となるものですが、平成30年4月からは全員が6頁から9頁までの別表第1の新給料表の適用となるものです。

以上で議案第1号の説明を終わります。どうかよろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

10番 齊藤 勝議員。

○10番（齊藤 勝） 説明資料の2条関係で、(1)の②の※のところ、(知内消防職員及び木古内消防職員並びに木古内町派遣職員はこれを除く)とあるけれど、これはどういうことなのか。更にはですね議案の10ページの最後に同じような文言で載っております。本来4町で構成している組合、事務組合ですから、平等であるべきということを、私は最初から主張して来ておりますので、この点について詳しい説明を求めたい。以上です。

○議長（溝部幸基） 坂口 稔事務局長。

○**事務局長（坂口 稔）** この説明資料の2頁と10頁の規定でございますけども、給料表につきましては、福島町の給料表を参考にした渡島西部広域事務組合の給料表として適用してございます。ただし、現在も行われておりますとおり、各町の財政事情によりまして、木古内町の方では給料の独自削減を職員もしてございますので、消防職員も独自削減をお願いしているという部分がございます、各町の財政状況に合わせまして、ある部分ではやっているということが現状でございます。

そして今回の部分でございますけども、国の方では本来1月1日に若い職員であれば4号俸、管理職であれば4号俸のところを3号俸、それを4号俸上げるところを国の方では3号俸にしなさいと、3号俸上げるところを2号俸にしなさいという今回の人事院勧告の規定でございますが、この4号俸から3号俸或いは3号俸から2号俸の部分につきましては、地域調整手当、単身赴任手当等の手当がございまして、それらの改正原資を得るために、この抑制をするという部分がございます、知内町さんと木古内町さんの部分については、これをしなさいということで職員組合との合意も整っているということで、本来負担する各町の事情がありますので、これをしないということでございますので、今回渡島西部広域事務組合の中で、この2町は除くということで構成町とやり取りをした中でこのように提案しております。

○**議長（溝部幸基）** 10番齊藤 勝議員。

○**10番（齊藤 勝）** 今の答弁ですと、地域手当、単身赴任手当のために削減をするんだというふうな答弁のようですけども、この余った財源はどこに行くのですか。説明してください。

○**議長（溝部幸基）** 坂口 稔事務局長。

○**事務局長（坂口 稔）** 私どもの解釈では、この地域調整手当、単身赴任手当等はございませんけども、私どもの方で今回お願いしております管理職員の平時深夜の特別手当と更には全体の給料表等の見直しもございまして、それらの部分に反映されるものと考えております。

○**議長（溝部幸基）** 10番齊藤 勝議員。

○**10番（齊藤 勝）** そうすれば、もっと聞かなければならなくなって来るのは、お互いのお互いの出る金と入る金の額はどれくらいになるのですか。教えてください。

それではなければちょっと理解できません。例えば休日の管理職員の手当だとかを説明してはありますが、具体的にこれを実施することによっていくら節約できて、いくら出て行くのかという前後が分からない。

説明を求めたい。

○**議長（溝部幸基）** 坂口 稔事務局長。

○**事務局長（坂口 稔）** 管理職員特別勤務手当であればベースが1日当り8,000円でございますので、土、日に出た場合は8,000円ということで規定しておりますので、今回新たに設けた平日の部分では4,000円でございますので、これについてはさほどの金額ではないのかなと思いますけど、先ほど私が申し上げました地域調整手当や単身赴任手当は私どもの組合や近隣の自治体では関係が無いと思いますが、ただ全体の給料表の中で、あげる部分、下げる部分はございますけども、それらの金額の部分は算出は申し訳ありませんが現状では出来ません。ただ国からの色々な問答も参考にさせて頂いておりますが、あくまでも国の制度に習って、内容を踏まえた取り組みをしていただいて、ラスパイレス指数が上昇することがないようにということの指導はあろうかと思っておりますので、その辺の部分で実際に幾ら上がって、その1号俸抑制すると幾らになるかと言う金額的なものは出しておりません。

○**議長（溝部幸基）** 10番齊藤 勝議員。

○**10番（齊藤 勝）** 説明になってない、もう一回答弁してください。

○**議長（溝部幸基）** 暫時休憩をいたします。

(休憩 14時30分)

(再開 14時32分)

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

坂口 稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 先ほどの休日勤務手当でありますと、管理職の場合1日出ますと8,000円ということで、平日の深夜あれば4,000円という部分で規定されますので、8,000円を3日見れば24,000円、それと平日部分を合わせて3日見れば12,000円、合計の金額では36,000円になります。金額としてはその程度でございます。1号俸の抑制によってどの程度になるかということで、私の方で調べている部分では福島消防署で1号俸抑制することによって職員22名中18名が該当になりまして、1ヵ月に付き23,600円が抑制されるという計算をしております。ですので各署に於いてもだいたい、人数的には松前消防署は多いので金額も大きくなると思えますけども、そういう形で1号俸抑制になるとの金額でございます。

○議長（溝部幸基） 10番齊藤 勝議員。

○10番（齊藤 勝） 中々理解しにくい、小難しい答弁ですからこれは地元で、私ども松前町の議会でも提案されると思えますので、その際にきちんと勉強したいと思います。終わります。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩をいたします。

(休憩 14時33分)

(再開 14時34分)

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

○議長（溝部幸基） 坂口 稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 今回の人事院勧告では、管理職員特別勤務手当は平日深夜の部分でございますので、1日出ますと4,000円、従って3日分を予算で見ますと12,000円ということになります。

○議長（溝部幸基） 他に質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基） 10番を除いて賛成多数であり、議案第1号は可決いたしました。

◎議案第2号 消防救急デジタル無線整備工事（松前、知内、木古内消防署）請負契約の議決変更について

○議長（溝部幸基） 日程第5 議案第2号消防救急デジタル無線整備工事（松前、知内、木古内消防署）請負契約の議決変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは、定例会議案の11頁をお開き願います。

議案第2号、消防救急デジタル無線整備工事（松前、知内、木古内消防署）請負契約の議決変更について。

平成26年第3回臨時議会（議案第1号）において議決を得た工事請負契約について、下記のとおり変更するため、議会の議決付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。平成26年12月5日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、議案内容の説明をしますので、別冊の議案説明資料の3頁をお開き願います。

議案第2号関係、消防救急デジタル無線整備工事（松前、知内、木古内消防署）請負契約の議決変更について。

1の提案理由について、消防救急デジタル無線整備工事着手後、平成25年度繰越明許の整備工事費について精査した結果、松前消防署の労務費の年度間の振分けに錯誤が判明いたしました。

このことに伴い、設計変更により対応すべく、契約金額を変更するものです。

記として、消防救急デジタル無線整備工事（共通波）の部分の契約変更比較表です。

まず、区分は整備費、構成町が松前町、知内町、木古内町です。次に①は平成25年度分の繰越明許費で当初予算として計上した分、これは共通波の部分ですが松前町2億1,137万7,000円、知内町1億2,347万2,000円、木古内町8,611万4,000円の合計で4億2,096万3,000円でございます。②として実施設計金額これは入札予定価格となるもので、松前町1億9,838万4,140円、知内町1億2,659万8,580円、木古内町8,416万8,260円の合計で4億915万980円です。③が7月25日の入札で落札率が91.06パーセントとなりましたので松前町1億8,064万9,061円、知内町1億1,528万2,762円、木古内町7,664万6,793円の合計で3億7,257万8,616円となったことを受けまして、8月4日開催の臨時議会で議決を頂き契約し、工事に入りました。

そして今回錯誤が判明したことによりまして④の変更後の契約金額で松前町が⑤の637万9,317円の減で1億7,426万9,744円となります。同じく知内町が14万3,577円増の1億1,542万6,339円、木古内町が10万1,290円増の7,674万8,083円で合計金額では613万4,450円減となり、契約金額を3億6,644万4,166円に変更したく提案するものです。

なお、その下のコメジルシですが現在、平成26年度で整備している平成25年度の繰越明許費の共通波の部分に、平成27年度整備予定の活動波に係る松前町分のパンザマスト34本分の整備労務費369万2,303円を誤ったことにより、この労務費を基準とした共通仮設費、現場管理費、一般管理費が算定されることから、松前町の減額により知内町と木古内町がそれぞれ増額となるものです。

なお、参考資料として示してございますが、当初計画で示しております全体の整備費では平成25年度補正予算でそれぞれ増減となるものは、平成27年度の事業費でも増減となりますので全体での整備費についての増減がありません。それを参考として示しているものが下の表になりますので、参照願います。それでは、議案の11ページにお戻り願います。

中断から下の部分でございますが、記、区分、内容で契約の目的は消防救急デジタル無線整備工事（松前、知内、木古内消防署）で変更はございません。

変更前の契約金額は3億7,257万8,616円で、変更後の契約金額は3億6,644万4,166円となり、変更による減額分は613万4,450円です。契約の相手方に変更はありません。

以上で議案第2号の提案説明を終わりますが、今後はこのようなことがないように充分注意してまいりますので、ご理解とご審議の程宜しくお願い申し上げます

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

◎議案第3号 平成26年度渡島西部広域事務組合
一般会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基） 日程第6 議案第3号平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは定例会議案の12頁をお開き願います。

議案第3号、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）。

平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,143万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,353万9,000円とする。2は省略します。平成26年12月5日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

今回の主な補正内容は、平成26年度の人事院勧告による人件費や汚泥再生処理センターの燃料費、光熱水費またゴミ再生処理施設への落雷による補修費、消防関係では木古内町の都市計画道路の改良に伴う補償費などの追加が主なものです。

それでは内容について、事項別明細書の歳出から説明をしますので20頁をお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目事務局費43万2,000円の追加。2節給料4人分で4万5,000円、3節職員手当等23万2,000円、4節共済費6万1,000円の追加は先ほど議案第1号で議決を頂きました人事院勧告に伴う条例改正分の人件費です。以降は衛生費と消防費も同様となっておりますので、その際に説明を省略する場合がございますので、了承願います。

なお、9節旅費については当初で計上していなかった分の追加で、平成28年度から実施される人事評価制度と共済費の標準報酬制度説明会の札幌3回分9万4,000円の追加です。次の21頁です。

3款衛生費、1項清掃費、1目し尿処理費 450万4,000円の追加、2節給料3人分で先ほどの事務局費と同様で4万7,000円、3節職員手当等も39万3,000円、4節共済費6万1,000円の追加、7節賃金は臨時職員の通勤手当改正に伴う3,000円の追加、11節需用費400万円の追加は、汚泥再生処理センターの燃料費で使用実績に伴う分が8,000増で87万円、リッター当たり2円の単価アップ分13万円で合わせて100万円、光熱水費の電気料で使用実績に伴う増が1ヶ月当たり13万円で160万円、今回の北海道電力の値上げ分が11月から4ヶ月分で1ヶ月当たり35万円で140万円合わせて300万円の追加、合計で400万円の追加です。次の22頁をお開き願います。

同じく衛生費の2目ごみ再生処理費315万2,000円の追加、2節給料2人分で事務局費と同様で8,000円、3節職員手当等も14万1,000円、4節共済費2万7,000円の追加、15節工事請負費は10月20日の落雷による電送機器制御設備に被害を受けたもので補修費297万6,000円の追加ですが、全額全国自治協会の公有建物損害共済金が充当される予定です。次の23頁です。

同じく衛生費、3目最終処分場処理費9万4,000円の追加、2節給料1人分で事務局費と同様で3,000円、3節職員手当等も7万9,000円、4節共済費1万2,000円の追加です。次の24頁をお開き願います。

4款消防費、1項常備消防費、1目消防本部費30万3,000円の追加、2節給料は3人分で事務局費と同様で2万4,000円、3節職員手当等も23万2,000円、4節共済費4万7,000円の追加でございます。次の25頁です。

同じく消防費、2目松前消防署費354万9,000円の追加。2節給料34人分は事務局費と同様で52万7,000円、3節職員手当等249万5,000円の追加は人事院勧告分と、時間外勤務手当は、大雨災害や火災等により27万4,000円も併せて追加しております。4節共済費52万6,000円、19節負担金補助及び交付金1,000円の追加はいずれも人事院勧告分でございます。次の26頁をお開き願います。

同じく消防費、3目福島消防署費233万5,000円の追加。2節給料22人分は事務局費と同様31万6,000円、3節職員手当等も109万8,000円、4節共済費32万6,000円、11節需用費は救急車の補修費59万4,000円の追加ですが、全額公有自動車損害共済金が充当されます。19節負担金補助及び交付金1,000円も人事院勧告分の追加でございます。次の27頁です。

同じく消防費、4目知内消防署費186万6,000円の追加。2節給料22人分は事務局費と同様で42万8,000円、3節職員手当等も105万3,000円、4節共済費38万5,000円の追加です。次の28頁をお開き願います。

同じく消防費、5目木古内消防署費223万3,000円の追加。2節給料は職員25人のうち23人分で事務局費と同様43万7,000円、3節職員手当等は25人分は、給料では23人分で2名はその級の上限に達しているため金額に変更がなく、手当では25人全員が該当となり139万円、4節共済費40万5,000円、19節負担金補助及び交付金1,000円の追加でございます。次の29頁です。

4款消防費、3項消防施設費、4目木古内施設費の297万円の追加は、15節工事請負費194万4,000円は木古内町字本町の都市計画道路の補償事業として防火水槽を撤去するものです。19節負担金補助及び交付金の102万6,000円も防火水槽の撤去に伴い消火栓を新設するための負担金です。

なお、補償費として、295万2,000円を頂きますので、不足分の1万8,000円が一般財源対応となるものです。以上で歳出の説明を終わります。次に歳入の説明をしますので、17頁にお戻り願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目衛生負担金499万円の追加は、歳出充当分で事務局費から最終処分場処理費分まで、1節松前町負担金204万2,000円の追加、なお内訳は右の欄に記載のとおりです。

2節福島町負担金112万7,000円の追加、3節知内町負担金61万9,000円の追加。4節木古内町負担金

120万2,000円の追加です。次の18頁をお開き願います。

2目消防負担金992万6,000円の追加。歳出充分分で事務局費分から署費分まで、1節松前町負担金370万円の追加、なお内訳は右の欄に記載のとおりです。

同じく2節、福島町負担金186万円、3節、知内町負担金199万6,000円、4節木古内町負担金237万円がそれぞれ追加となるものです。次の19頁です。

8款諸収入、2項雑入、1目雑入652万2,000円の追加、1節雑入の公有建物損害共済金はゴミ再生処理施設の電送機器補修に係る297万6,000円、公有自動車損害共済金は福島署の救急車補修に係る59万4,000円、3.4.3環状線通り防火水槽移転工事補償金は木古内署の防火水槽の撤去分と消火栓新設工事負担金に係る295万2,000円の追加です。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○議長（溝部幸基） 質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第3号は可決いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（溝部幸基） 日程第7 閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。し尿処理施設整備に関する調査特別委員会より、閉会中の継続調査の申し出があり、これを承認致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基） 日程第8 閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。閉会中、議会において出席又は派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することに致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声多数あり)

○議長(溝部幸基) ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

◎閉 会 の 議 決

○議長(溝部幸基) 以上で、本議会の案件審議は終了いたしましたので、平成26年第3回定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) ご異議なしと認めます。

◎閉 会 宣 告

○議長(溝部幸基) これをもって閉会いたします。
どうもご苦勞様でした。

(閉会 14時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 谷 口 康 之

署 名 議 員 西 村 健 一